

損害額の算定において、労災保険の特別支給金の控除の可否が争われた事案

コック食品事件



安西法律事務所 弁護士 木村恵子

最高裁第二小法廷 平成8年2月23日判決(労判695号13頁)

大阪高裁 平成6年1月28日判決(労判695号19頁)

大阪地裁 平成4年12月24日判決(労判695号21頁)

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は「労働法実務 Q&A800 問 (共著・労務行政研究所編)」など。

本件は、会社に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求訴訟において、労働者災害補償保険特別支給金支給規則に基づいて支払われた特別支給金を、被災労働者の損害額から控除することの可否が争われた事案である。本判決で、最高裁は、否定説（控除を認めない立場）に立つことを明らかにした。本判決以降、損害額の算定における特別支給金の取扱いについては本判決に倣った取扱いがなされている。労災事件の損害額の算定にかかる裁判実務に大きな影響を与えた重要な判決といわれている。

1. 事案の概要

1) 当事者等

(1) 訴えた側 訴えた（原告）のは、被告会社に勤務し、弁当調理補助作業に従事していたパートタイム労働者（以下「X」という。）である。

(2) 訴えられた側 訴えられた（被告）のは、給食弁当の製造販売会社（以下「Y」という。）である。

2) Xの請求の根拠

Xは、Xが、弁当箱洗浄機（以下「本件機械」という。）を使った作業中に右手を巻き込まれる事故（以下「本件事故」という。）に遭い右手示指・中指の用廃等の後遺障害を負ったことにつき、Yには安全配慮義務違反があるとして、安全配慮義務違反に基づく損害賠償を請求した。

3) 事実関係の概要

昭和61年7月11日、Xは、本件機械を用いて弁当調理補助作業中に右手を巻き込まれて負傷し、入通院して加療を受けた。昭和63年6月23日に症状固定となり、障害等級10級に該当すると認定された。そこで、Xは、Yに対して、安全配慮義務違反を理由として入院雑費（10万3,200円）、休業損害（466万

6,430円）、後遺障害による逸失利益（863万5,310円）、慰謝料（800万円）および弁護士費用（100万円）の賠償を求め訴えた。Xは、本件事故につき労災保険給付（休業補償給付および障害補償給付の合計約293万円）を受領したほか、休業特別支給金（65万円）および障害特別支給金（約40万円）を受領していた。

2. 1審および2審判決

1審および2審は、Yには、異物等を取り除く際には、必ず本件機械を停止させて行うよう十分指導して作業させるべき注意義務があったところ、この点についての指導、徹底を欠いたとしてYの安全配慮義務違反を認めた。

損害額については、Xの過失も認めて過失相殺をし（1審は3割、2審は4割）、損益相殺として休業補償給付および障害補償給付（合計約293万円）については控除した。しかし、Yが主張していた休業特別支給金と障害特別支給金の控除は認めなかった。

3. 本判決の要旨

最高裁は、特別支給金を損害額から控除すべきとする上告人の主張に対し、概要、以下のように述べて上告を棄却した。

(1) 「労働者災害補償保険法（以下「法」という。）

による保険給付は、使用者の労働基準法上の災害補償義務を政府が労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）によって保険給付の形式で行うものであり、業務災害又は通勤災害による労働者の損害をてん補する性質を有するから、保険給付の原因となる事故が使用者の行為によって生じた場合につき、政府が保険給付をしたときは、労働基準法84条2項の類推適用により、使用者はその給付の価額の限度で労働者に対する損害賠償の責を免れると解され、使用者の損害賠償義務の履行と年金との調整に関する規定（法64条）も設けられている。また、保険給付の原因となる事故が第三者の行為によって生じた場合についても、調整をする規定が定められている（法12条の4）。

（2）他方、政府は、労災保険により被災労働者に対し、休業特別支給金、障害特別支給金等の特別支給金を支給するが、「右特別支給金の支給は、労働福祉事業の一環として、被災労働者の療養生活の援護等によりその福祉の増進を図るために行われるものであり^①」「使用者又は第三者の損害賠償義務の履行と特別支給金との関係について、保険給付の場合における前記各規定と同趣旨の定めはない。このような保険給付と特別支給金との差異を考慮すると、特別支給金が被災労働者の損害をてん補する性質を有するということはできず^②、したがって、被災労働者が労災保険から受領した特別支給金をその損害額から控除することはできないというべきである。」（下線は筆者）。

ワンポイント解説

1. 労災保険給付と損益相殺

損益相殺とは、損害賠償の算定にあたり、損害を受けた者が損害を受けた原因と同一の原因によって利益を受けた場合に、その利益の額を損害額から控除することをいう。条文上の定めはないが、損害の公平な分担という不法行為の理念に基づいて、一定の場合に認められている。

労災保険給付との関係では、労災保険給付が損害をてん補する性質を有するものと解されており、使用者が民法上の損害賠償責任を負う場合に、被災者に対して労災保険給付がなされたときは、労働基準法84条2項¹⁾の類推適用等により損益相殺をすることが認められている。これに対して特別支給金については、肯定説と否定説があったが、本判決は、上記下線①および②のように述べ、特別支給金は「福祉的給付」であり損害をてん補するものではないとして否定説に立つことを明らかにした。

2. 企業の上乗せ補償について

企業では、労働災害補償については、災害補償規程等を設けて、労災認定がなされた場合には一定額の上乗せ補償をする旨規定しているケースが少なくない²⁾。また、災害補償規定は設けずに、企業が保険会社と保険契約を締結して、被災者に保険金を給付するケースもある。この場合、特段の定めがないときに、同一の原因で企業が民法上の損害賠償責任を負う際に、この上乗せ給付分を損害額から控除することができるかが問題となり得る。企業にしてみれば、企業が支給した以上は、当然に控除されると思われるかもしれないが、被災者側から、かかる給付は福祉的給付であり控除できないと主張されるケースも少なくない³⁾。このようなトラブルを避けるためには、企業が労災上乗せ補償をする場合には、企業が負う民事の損害賠償責任との調整規定⁴⁾を設けておくべきであろう。

1) 労働基準法84条2項は「使用者は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。」と定めている。

2) 労政時報3769号の主要企業調査によれば、製造業では約6割、非製造業では4割近くが、法定外労災補償制度を設けている。その額は、遺族補償額は平均すると3,200万円としている。また、中堅・中小企業の場合には遺族補償は平均すると2,100万円としている（労政時報3745号）。

3) 下級審の裁判例の中には、会社が保険会社と締結した普通傷害保険契約に基づいて遺族に支払われた死亡保険金を損害額から控除することを否定した（ただし、慰謝料算定で考慮した）裁判例もある（喜楽鋳業（有機溶剤中毒死）事件 大阪地裁 大阪地裁平成16年3月22日判決 判例883-58）。

4) 民事損害賠償との調整規定としては、上積補償を定めた規程に「会社は、○条に定める補償（労災上積み補償）を行った場合には、補償の価額を限度として、同一の事由に基づく民法による損害賠償の責を免れる。」等の定めをしておくことも一考であろう。